

三次市教育委員会議案第 29 号

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 23 年 1 月 25 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

1 高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）

区分		収入基準額
世帯人員	1 人	1,430,000 円
	2 人	2,290,000 円
	3 人	2,640,000 円
	4 人	2,860,000 円
	5 人	3,070,000 円
	6 人	3,250,000 円
	7 人	3,410,000 円

」を

「

1 高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）

区分		収入基準額
世帯人員	1 人	2,630,000 円
	2 人	3,490,000 円
	3 人	3,840,000 円
	4 人	4,060,000 円
	5 人	4,270,000 円
	6 人	4,450,000 円
	7 人	4,610,000 円

」に、

「

2 大学・短期大学・専修学校（専門課程）

区分		収入基準額
世帯人員	1人	1,780,000円
	2人	2,820,000円
	3人	3,280,000円
	4人	3,550,000円
	5人	3,820,000円
	6人	4,020,000円
	7人	4,220,000円

」を

r

2 大学・短期大学・専修学校（専門課程）

区分		収入基準額
世帯人員	1人	2,980,000円
	2人	4,020,000円
	3人	4,480,000円
	4人	4,750,000円
	5人	5,020,000円
	6人	5,220,000円
	7人	5,420,000円

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。